

## 第2章 消費増税対策をしたい

### 消費税の軽減税率制度について

2019年10月1日の消費税率10%への引き上げに伴い、軽減税率制度が導入されることが予定されています。これに関して、国が様々な支援施策を実施していますのでご活用ください。また、消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないように、価格転嫁対策等に関する相談窓口の情報も掲載していますので、下記の通り、各機関へご連絡ください。

#### 1 軽減税率制度のご案内

消費税の軽減税率制度について国税庁ホームページで、軽減税率制度の概要や税額計算、Q & Aなどの情報が掲載されていますので、下記のホームページをご覧ください。

【国税庁ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/index.htm>

#### 2 軽減税率制度の内容に関する相談（国税庁）

税務署（専用コールセンター）

税務署名	所在地	電話番号	管轄地域
門司	〒801-8601 北九州市門司区西海岸1丁目3番10号 門司港湾合同庁舎	093-321-5831	門司区
八幡	〒805-8606 北九州市八幡東区平野2丁目13番1号	093-671-6531	戸畑区 八幡東区 八幡西区
小倉	〒803-8602 北九州市小倉北区大手町13番17号	093-583-1331	小倉北区 小倉南区
若松	〒808-8606 北九州市若松区本町1-14-12	093-761-2536	若松区

福岡県内の税務署については下記の URL をご覧ください。

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

<受付時間>

午前8時30分から午後5時まで ※土日祝除く

## 第2章 消費増税対策をしたい

## 軽減税率対策補助金（レジ導入・システム改修等の支援）

## 1 軽減税率対策補助金とは

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応のレジの導入や受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です。

## 2 軽減税率対策補助金の概要について

A型

## 複数税率対応レジの導入等支援

複数税率に対応できるレジを新しく導入したり、対応できるように既存のレジを改修したりするときに使える補助金です。

## A-1型 レジ・導入型

複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。

## A-2型 レジ・改修型

複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。

## A-3型 モバイルPOSレジシステム

複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC等を用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせることで新たに導入するものを補助対象とします。

## A-4型 POSレジシステム

POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

- 補助額は、レジ1台あたり20万円が上限です。
- 補助率は、基本的に3/4（場合によって、補助率4/5、1/2と異なります。）
- 複数台数申請等については、1事業者あたり200万円が上限です。

B型

## 受発注システムの改修等支援

電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者のうち、複数税率に対応するために必要となる機能について、改修・入替を行う場合に使える補助金です。

## B-1型 受発注システム・指定事業者改修型

システムベンダー等に発注して、受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

## B-2型 受発注システム・自己導入型

パッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替する場合の費用を補助対象とします。

- （小売事業者等の）発注システムの場合の補助上限額は1000万円、（卸売事業者等の）受注システムの場合の補助上限額は150万円、両方の改修・入替が必要な場合の上限は1000万円。補助率は、改修・入替に係る費用の3/4です。補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じるものとします。

申請受付期限	A型及びB-2型	2019年12月16日までに申請（事後申請）
	B-1型	上記期限（2019年9月30日）までに事業を完了することを前提に、2019年6月28日までに交付申請を行ってください。完了報告書は2019年12月16日までに提出してください。

※所得税法等の一部を改正する法律の成立日（2016年3月29日）から2019年9月30日までに導入または改修等が完了したものが支援対象

詳しくは

軽減税率対策補助金

検索



## 【問い合わせ先】

軽減税率対策補助金事務局 TEL 0120-398-111 又は 0570-081-222

## キャッシュレス・消費者還元事業（国）

### 1 事業概要

2019年10月1日の消費税率引上げに伴い、需要平準化対策として、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上の観点も含め、消費税率引上げ後の一定期間に限り、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元・割引やキャッシュレス端末の導入を支援します。

### 2 支援内容

#### 【①消費者への還元】

2019年10月1日の消費税率引上げ後9か月間について、消費者がキャッシュレス決済手段を用いて中小・小規模の小売店・サービス業者・飲食店等で支払いを行った場合、決済金額の一部を消費者に還元します。

なお、決済事業者は、当該中小・小規模事業者に課す加盟店手数料を3.25%以下にしておく必要があります。

補助にあたっては、決済事業者が中小・小規模事業者に提供するキャッシュレス決済のプランを提示し、その中から、中小・小規模事業者が自らに望ましいプランを選択します。

#### 【②決済端末等の導入補助】

①の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な**端末等導入費用の1/3を決済事業者が負担**することを前提に、残りの**2/3を国が補助**します。

※事業者のみなさまに端末導入のご負担はありません！

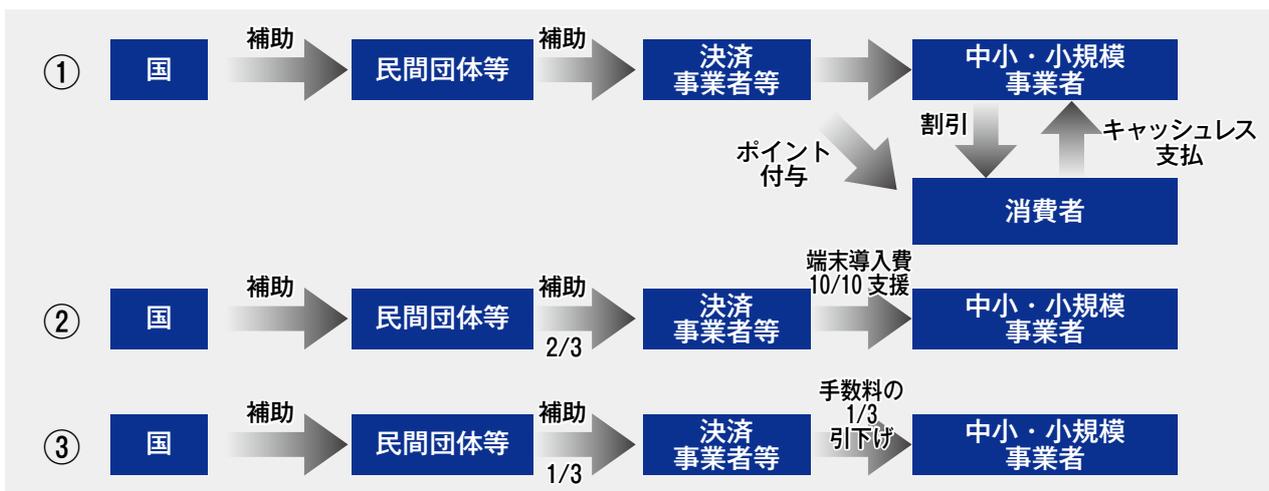
#### 【③決済手数料の補助】

①の枠組みに沿って中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を行う際に決済事業者に支払う加盟店手数料（3.25%以下）の**1/3を、期間中補助**します。

### 3 実施期間

2019年10月1日～2020年6月

### 4 事業イメージ



※キャッシュレス・消費者還元事業の最新情報については、経済産業省ホームページをご覧ください。  
<https://www.meti.go.jp/>

#### 【問い合わせ先】

九州経済産業局 産業部 流通・サービス産業課サービス産業室 TEL 092-482-5511

## 第2章 消費増税対策をしたい

## 消費税の価格転嫁対策に関する相談窓口

## 1 国の相談窓口（消費税価格転嫁等総合相談センター）

## ＜相談内容＞

- ア 消費税の転嫁拒否行為（減額、買ったたき等）に関する情報
- イ 消費税の転嫁を阻害する表示行為（「消費税還元セール」の表示等）に関する情報
- ウ 消費税の表示（総額表示、外税表示等）に関する情報
- エ 消費税の転嫁・表示方法の共同行為（転嫁カルテル・表示カルテル）に関する情報

## ＜電話番号＞

0570-200-123（ナビダイヤル）（午前9時から午後5時まで（平日のみ））

## ＜相談センターホームページ＞

<https://www.tenkasoudan.go.jp/>

## 2 市内の相談窓口

※ 市の窓口は、情報の受付・国等の所管窓口への通知を行うもので、事業者への調査・指導等の権限は付与されていません。

相談者	担当窓口	住所	電話番号
●事業者等からの相談			
（卸・小売業を除くすべての業種）	産業経済局 中小企業振興課	戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階	093-873-1433
（卸・小売業）	産業経済局 商業・サービス産業政策課	小倉北区域内1番1号	093-582-2050
●消費者からの相談			
全消費者	市民文化スポーツ局 消費生活センター	戸畑区汐井町1番6号 ウェルとばた7階	093-871-0428

## ＜市内相談窓口での対応＞

- ア 消費税の転嫁拒否行為等に関する相談内容については、法律に基づく制度の一般的な解釈等についてご説明します。
- イ 法律違反が疑われる個別事案や、事業者等が自ら行おうとする具体的な行為についての事前相談及び本市において対応することができない一般的な法令解釈等の内容の場合は、国の担当機関（公正取引委員会、消費者庁等）をご紹介します。

## その他ご相談について

### 1 消費税に関する一般的な相談

消費税（税率の引上げ等）に関する問い合わせ等に関しては、国税庁、福岡国税局及び各税務署が対応します。詳細は、下記ホームページをご参照ください。

【福岡国税局ホームページ】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/index.htm>

【福岡県内税務署ホームページ】

<http://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/location/fukuoka.htm>

※中小企業からの消費税に関する問い合わせについては、商工会議所、商工会、福岡県中小企業団体中央会、（公財）福岡県中小企業振興センターにおいても対応しています。

### 2 資金繰りの相談

消費税増税の影響等に伴う資金繰り相談については、必要に応じて、セーフティネット保証の認定や本市の「景気対応資金」などの融資制度等をご案内します。

<担当窓口>

北九州市産業経済局中小企業振興課

<受付日時>

午前8時30分から午後5時まで（土日祝除く）